

第7回ヤングケアラー支援に向けたプロジェクトチーム会議

- ・日時

令和5年10月3日（火）午前10時～

- ・場所

大阪市役所 5階特別会議室

事務局

- ・こども青少年局企画部企画課
- ・教育委員会事務局総務部教育政策課

次 第

開 会

- ・プロジェクトチームリーダー（副市長）あいさつ
- ・会議出席者の紹介

議 事

1. 有識者からの意見を踏まえたヤングケアラーへの支援策・取り組み とりまとめ
2. ヤングケアラーへの支援策について（令和5年度予算事業）
3. ヤングケアラーへの支援策について（その他）
4. ヤングケアラー相談窓口の状況等について
5. 今後の取り組み・方向性について
6. その他

資 料

- P1 有識者からの意見を踏まえたヤングケアラーへの支援策・取り組み とりまとめ
- P4 ヤングケアラーへの支援策について（令和5年度予算事業）
- P11 ヤングケアラーへの支援策について（その他）
- P17 ヤングケアラー相談窓口の状況等について
- P18 今後の取り組み・方向性について

参考資料

- 参考資料1 ヤングケアラー支援に向けたプロジェクトチーム設置要綱
- 参考資料2 第7回ヤングケアラー支援に向けたプロジェクトチーム会議出席者名簿

1. 有識者からの意見を踏まえたヤングケアラーへの支援策・取り組み といてまとめ

有識者から頂いた主な意見

令和5年度予算事業

支援策・取り組み

1. 周知・啓発を進め、安心して話せる環境を整備する

すべての領域において、初めは基礎的なこと、次に学校現場・福祉現場の支援のあり方のよ
うに段階を踏んで、周知・啓発を行っていく
ことで、社会がまず認識することが必要

相談するのではなく、安心して話せる環境を
作ることが必要

ヤングケアラー支援推進事業
〔5百万円〕

こどもたち自身を含め、市民、地域の関係者、福祉・介護等関係機関などへヤングケアラーについて、社会的認知度の向上を図る

◎ホームページによる周知・啓発
【P11】
◎大学連携ポスター掲示・リーフ
レット配付
各区役所設置の相談窓口の周知など
【P11】

◎広報啓発用動画、デジタルサイ
ネージを活用 【P11】

◎こどもたち自身の認知度向上に向
けた周知、啓発
『自分と家族の味方（ミカタ）をつ
くるブック』の製作・配布【P12】

◎介護サービス事業者等への周知・
啓発 【P13】
◎関係職員、関係機関等への研修、
周知 【P13】

◎次期各行政計画（R6～R8）策定に
向け、「ヤングケアラー支援の取組
み」の反映を検討 など
・大阪市地域福祉基本計画
・高齢者保健福祉計画・介護保険事
業計画
・障がい者支援計画・障がい福祉計
画・障がい児福祉計画

2. ケア負担を軽減するケアサービスの整備、支援計画の見直し

学校において、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用について、現行の仕組みを活かし、そこに「ヤングケアラー支援」という視点を取り入れることで取り組みをさらに強化する

スクールカウンセラー事業【P4】
〔104百万円〕

ヤングケアラー支援推進事業
(スクールソーシャルワーカー事業)
〔167百万円〕 【P5】

◎スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの拡充など教育現場への支援を実施

ヤングケアラーがいる家庭への家事、育児のサービスを整備していくことが必要

家事・育児訪問支援事業 【P6】
〔35百万円〕

◎要保護・要支援家庭（ヤングケアラーがいる家庭を含む）に対する家事・育児支援を実施（10月～）

◎厚生労働省からの通知（ヤングケアラーの支援にかかる留意事項等）を周知
適切な福祉サービス等の運用への理解促進 など

3. ヤングケアラー自身への支援、サービスの整備

学習支援や居場所づくりで、ヤングケアラー支援という視点で構築して見る必要がある

特に、ヤングケアラーと思われる生徒に関する情報共有、配慮や対応の方法に関するルールづくりを行い、組織として取り組むことが必要

◎学校内におけるヤングケアラーの発見、支援に向けた取組【P15】

◎サポーター職員による放課後の学習支援 【P15】

◎デジタルドリルの更なる活用【P16】

有識者から頂いた主な意見

令和5年度予算事業名

支援策・取り組み

4. コーディネーターを配置したヤングケアラー相談窓口の設置

ヤングケアラーの相談窓口を行政の中に作っていく、または、明確化することが必要

寄り添い型相談支援事業
〔40百万円〕【P8】

※外国語通訳派遣事業含む
【P9】

◎SNSによる相談支援（ピアサポート）等

◎外国語通訳派遣（8月～）

◎各区子育て支援担当
ヤングケアラー相談窓口【P17】

5. 多職種連携を進める仕組みづくり

ヤングケアラーとその家族の背景には複合的な課題が潜むケースが考えられ、例えば、世帯の貧困問題や、児童虐待や不登校、ひきこもりという現象が、子どものケアと密接に関係している可能性がある

ヤングケアラーという側面はもとより、複合的な課題に対し、学校、多職種、地域がチームとなって取り組む視点が求められる

◎総合的な相談支援体制の充実事業
（総合的な支援調整の場（つながる場））

◎要保護児童対策地域協議会 など

2. ヤングケアラーへの支援策について（令和5年度予算事業）

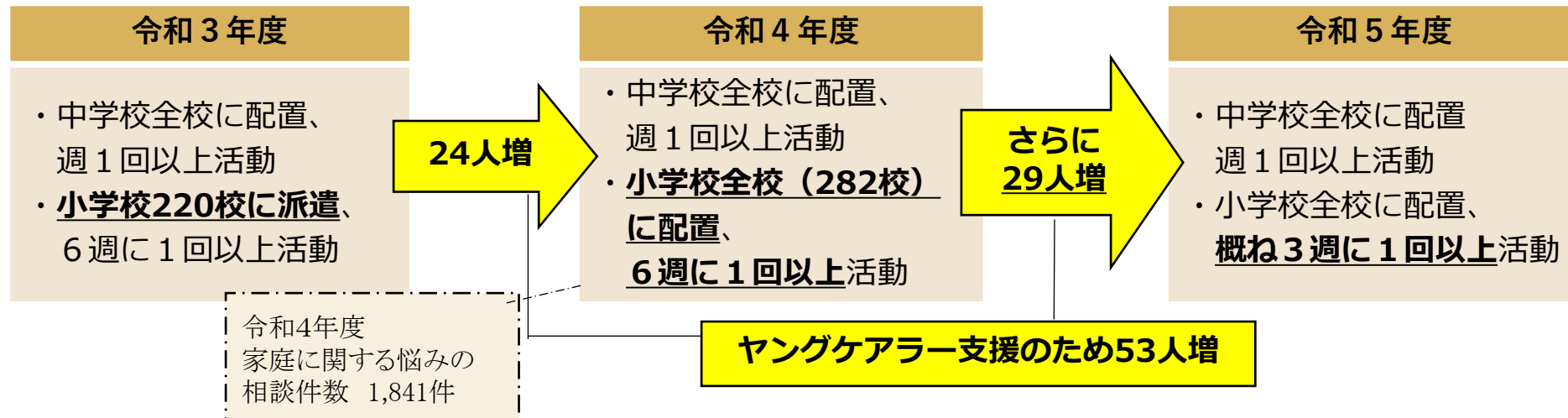
ケア負担を軽減するケアサービスの整備、支援計画の見直し

こども青少年局

R5予算 104百万円

① スクールカウンセラー事業

（Ⅰ） スクールカウンセラーの体制充実（相談しやすい環境の整備）



（Ⅱ） 学校におけるヤングケアラーへの気付き・家庭の状況把握

相談や教職員との連携を通じて、ヤングケアラーに気付づき、家庭の状況やケアの負担感の把握に努める。

【更なる相談しやすい環境づくりをめざして】

児童生徒がスクールカウンセラーを身近に感じ、安心して家庭のことを話せるよう、児童生徒との接点を増やす。

（Ⅲ） ヤングケアラーへの支援

こどもサポートネットを通じて、スクールソーシャルワーカーや区役所と連携し、各種支援につなげていく。

【児童生徒へのきめ細かな支援をめざして】

関係機関につないだ後も、ヤングケアラーの気持ちの整理や家族への自分の思いの表出の支援を継続。

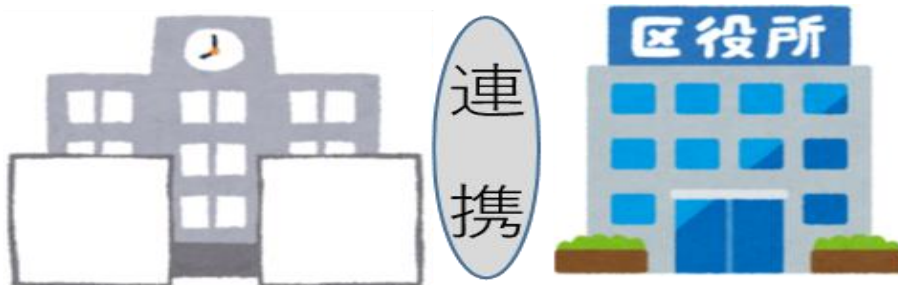
②ヤングケアラー支援推進事業（スクールソーシャルワーカー事業）

R5予算 167百万円

本市中学生対象の実態調査結果を踏まえ、ヤングケアラーの早期発見と支援を充実させるため関係機関等との連携や、教育的支援を担うSSWについて、令和5年度より定員を**32人増員し**、順次、各区役所へ配置。

（主な業務）

- チーム学校の一員としてヤングケアラーの早期発見及び支援に係る教員への助言
- スクールカウンセラーとの連携を強化
- ヤングケアラーを早期に発見するため、スクリーニング項目を追加したスクリーニングシートの活用。こどもサポートネットのスクリーニング会議Ⅱにおけるヤングケアラーに係るアセスメント及び支援方針・支援計画の検討
- 支援機関への適切なつなぎ



③家事・育児訪問支援事業

R5予算 35百万円

事業内容

- ・ 家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭やヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家事・育児等を支援することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防止する。
- ・ 本事業の活用を契機に、既存の福祉サービスにつなげる。
拒否的な家庭に対して支援に入ることで、福祉サービスを受け入れる下地を作る。

対象家庭

0～18歳の児童がいる家庭のうち

- ・ 家事や育児等に対し不安・負担を抱えた要保護、要支援の家庭
- ・ ヤングケアラー等が過度な家事や育児等のケアを担っている家庭

※対象世帯からの申請ではなく、各区役所で対象世帯を選定し、支援導入を決定
※約100世帯を想定

支援内容

- ・ 家事支援（食事の準備及び後片付け、衣類の洗濯、居室等の掃除・整理整頓、生活必需品の買い物 など）
- ・ 育児支援（授乳・食事の介助、おむつ交換、沐浴介助、保育所等の送迎支援 など）

【支援頻度】 1週間に2時間程度（1回30分以上）

【支援期間】 3か月ごとに延長の要否を検討

利用負担額

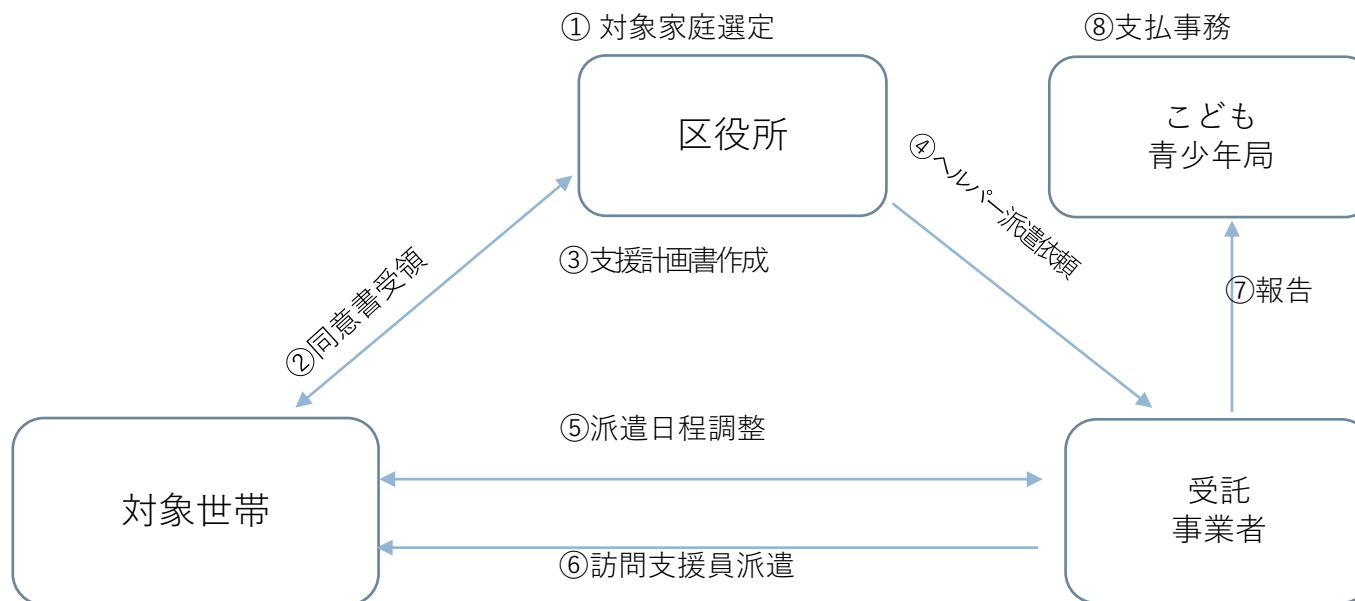
なし（無料）

※国は一部利用者負担を想定しているが、本市は全対象世帯について利用者負担なしとする

事業開始

令和5年10月～

事業フロー



受託事業者

53事業者（各区7～16事業者）
（うち、全市対応事業者：5事業者）

・障がい事業者	6事業者
・介護事業者	4事業者
・介護・障がい事業者	37事業者
・その他（家事代行業者等）	6事業者

コーディネーターを配置したヤングケアラー相談窓口の設置

こども青少年局

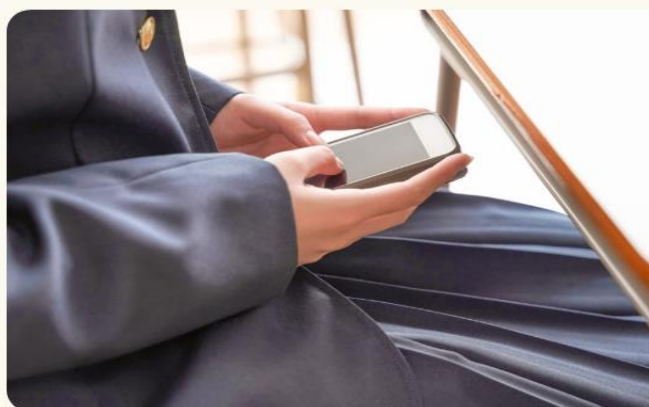
①寄り添い型相談支援事業

R5予算 40百万円

LINE・メール・電話・対面・同行支援などによる相談支援（ピアサポート）や元当事者が参加するオンラインサロンの開催など寄り添い型相談支援事業を実施

(元)ヤングケアラーや 社会福祉士等の専門職が 話を聞きます。

秘密は必ず守り、聞いた話が他の人に知られることはありません。
安心して相談してください。
相談したいことがわからなくても大丈夫。まずはお話ししましょう。
教員や専門職からの相談も受け付けます。



令和4年8月から事業委託開始

(実績)

令和4年8月～令和5年3月

- ・受付・相談対応件数 840件
- ・オンラインサロン 2回開催

令和5年4月～8月末

- ・受付・相談対応件数 1,636件
- ・レスパイトイベント 2回開催

心から安心できる居場所 オンラインサロン

中高生ヤングケアラーたちが集まり、
交流する場としてオンラインサロンをしています。
「ひとりじゃない」と思える、安心して話しができる場所です。



あなたのなやみやモヤモヤ、
私たちが一緒に考えます

お悩み相談受付

メール・SNS相談

電話相談

対面・オンライン相談

メールやLINEからの相談を受け付けています。

相談は24時間受付ですが、

返信対応の時間帯は開所時間のみとなります。(平日10:00～18:00)

②外国語通訳派遣事業

利用できる手続き等

市内の①～⑥のうち、対象者が指定する場所で通訳者が同行して通訳を行い、円滑な意思疎通を図る。

①行政機関（区役所等）：窓口相談、福祉サービスの手続き、就労ビザの更新手続き等

（対象者が本事業を利用申請する際の通訳を含む。）

②医療機関：窓口、受付、診察、会計、予約などの手続き等

（病院、診療所、薬局等） ※手術などのリスクが高い通訳は除く。

③教育機関：入学、進学の手続き等

④福祉サービス事業所：福祉サービス（通所系）の利用時等

⑤自宅：ケアプランやサービス利用支援作成時の面談

家事育児訪問支援事業や福祉サービス（訪問系）の利用時等

⑥その他本事業の目的に沿っているもの

※仕事、宗教、政治、法人や団体の活動、娯楽のための通訳派遣・同行は不可

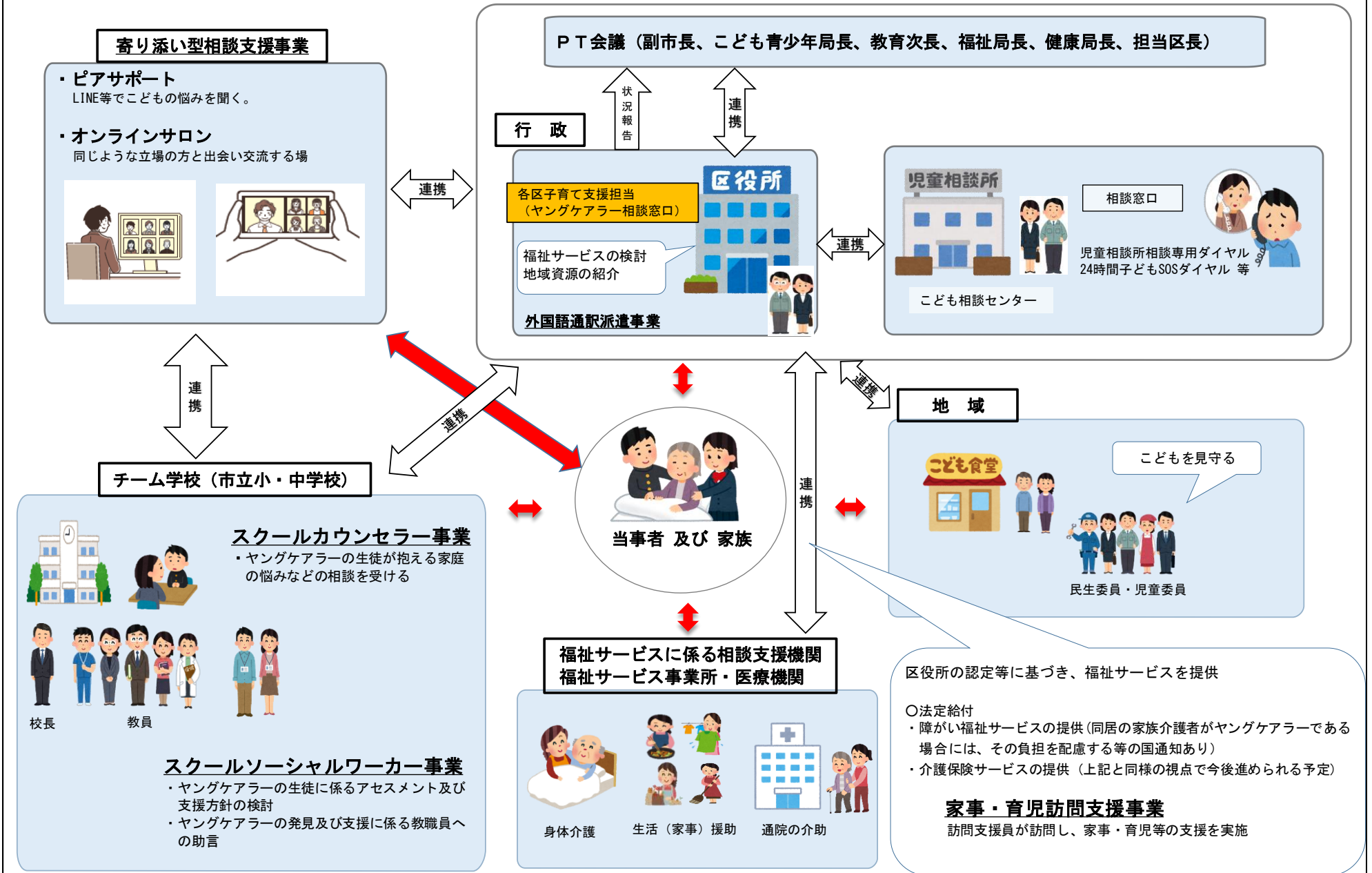
通訳言語

中国語、韓国語、英語、ベトナム語、ネパール語及びタガログ語

令和5年8月から事業開始

費用負担及び利用上限

費用負担なし 利用上限なし



3. ヤングケアラーへの支援策について（その他）

周知・啓発を進め、安心して話せる環境を整備する

こども青少年局
福祉局

①市民や地域の関係者、福祉・介護等関係機関等の社会的認知度の向上を図る

○ホームページによる周知・啓発



ヤングケアラー支援について

ページ番号：550590 2022年1月7日

ヤングケアラーはこんな子どもたちです。

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもたちのことです。子どもとしての時間を引き換えに、家事や家族の世話などに時間を費やすことで、友達と遊ぶことや勉強することができなかったり、学校に行けなかったり、遅刻するなど、こどもらしく過ごせていない可能性があります。

- ・区役所のヤングケアラー相談窓口
- ・ヤングケアラーの方がケースごとに利用できる支援や福祉サービスなどを掲載
- ・ヤングケアラーを含む「ケアラー支援の推進」ページとの相互リンクも設定

○大学連携ポスター（大阪市×大阪芸術大学）掲示・リーフレット配付



「掲示・配付箇所」

市役所・区役所
包括、社協等関係先
本市関係施設
民生委員・児童委員
クリスタ長堀
ディアモール大阪
大阪シティ信用金庫
イオングループ など

○広報啓発用動画、デジタルサイネージ

本庁1階市民ロビー大型モニター など



②こどもたち自身の認識度向上に向けた周知、啓発

こども青少年局

○『自分と家族の味方（ミカタ）をつくるブック』の製作・配布

- ・濱島先生らの監修のもと、少しでも関心を持った生徒が手に取って読んでもらえるよう中学生・高校生に向けた冊子
- ・デジタルブックも作成



○高校生が考えるヤングケアラー研究発表会・講演会 参加

日時：8月16日（水）14時～16時

場所：住吉区民センター 小ホール

主催：私立高校 3校合同

内容：3校からの研究発表会

当事者からの講演会

本市からの現状説明

参加者ディスカッション など

③介護サービス事業者等への周知・啓発

福祉局

○障がい福祉サービス事業者や介護サービス事業者への周知・啓発（令和4年度～）

- 事業所への実地（運営）指導時に、ヤングケアラーに関するビラの配布や相談窓口の案内を実施

・実施日：令和4年9月5日～ ・事業所数：692事業所（令和4年度実績）

（参考）介護支援専門員等への周知・啓発等（令和4年度実施） 511事業所（令和5年8月末実績）

- 介護支援専門員（ケアマネジャー）等に対して、同居家族がいる場合の訪問介護サービスの取扱いに関する国通知の再周知や、各区のヤングケアラー相談窓口の周知等を実施
- ・実施日：令和4年9月27日 ・事業所数：5,583事業所
- 地域包括支援センター管理者会にて説明のうえ、ビラの配布や相談窓口の案内を実施
- ・実施日：令和4年9月27日 ・対象：66か所

④関係職員、関係機関等への研修、周知について

福祉局

○生活保護ケースワーカー等を対象にヤングケアラーに関する研修を実施（令和4年度～）

・実施日：令和5年12月（予定） ・参加者：約50名（見込）

○地域包括支援センター職員を対象にケアラー支援に関する研修を実施（令和4年度～）

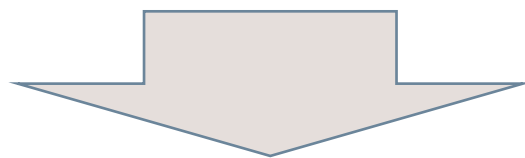
・実施日：令和5年8月10日 ・参加者：66名

○学校と相談支援機関の連携に向けSSWや教職員にヤングケアラー支援につながる相談支援機関について周知（令和4年度～）

⑤教員へのヤングケアラーについての理解促進に向けた研修

教育委員会事務局

- 教員がヤングケアラーやその支援について適切に理解し、子どもたちが安心して話せる環境づくりを進めるため、小中学校の全教員を対象とした研修を実施。
- 研修の講師を濱島先生に依頼。
- 本市中学生の実態調査結果のポイントやヤングケアラーと考えられる子どもの気づきのポイント、接する際の注意点などについて盛り込んだ内容の研修動画を配信し、小中学校の全管理職及び教員等が視聴。
- 冬季休業期間を含む令和4年12月21日（水）～令和5年2月28日（火）に実施



【研修を終えた教職員の感想】

- ・ヤングケアラーの子どもへのこれからどのように対応していけばいいか再確認できた。
- ・話を聞くだけで児童生徒の気持ちを楽にすることができる。
- ・まずは、話を聞いたり声をかけたりして児童との距離を縮めていこうと思いました。

ヤングケアラー自身への支援、サービスの整備

①学校内におけるヤングケアラーの発見、支援に向けた取組

教育委員会事務局

- 令和5年3月に、ヤングケアラー支援について、各区役所と連携しながら、スクリーニング会議における情報共有や支援方針・支援計画の検討等を実施し、ヤングケアラーへの支援の充実に努めるよう、各校へ通知。
- 4月以降、スクリーニング項目を追加したスクリーニングシート、新たに作成したフローチャートに基づき、該当する児童生徒をスクリーニング会議Ⅰで取り上げ、情報共有を行ったうえ、スクリーニング会議Ⅱにおいて、スクールソーシャルワーカー等とともに支援先へのつながりの検討を行うなど、組織的に対応。

【通知とともに各校へ送付した資料】

- ・家庭状況の欄に「家族の世話」「家事分担」という項目を追加したスクリーニングシート
- ・ヤングケアラーとして把握した子どもへのこどもサポートネットにおける対応手順（フローチャート）

②サポーター職員による放課後の学習支援

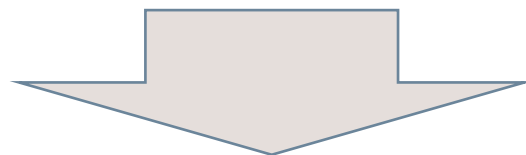
教育委員会事務局

- 福祉等の支援により学習のための時間が確保されていることを前提として、学校によってサポーター職員を配置して放課後に学習支援を行っていることから、そういった職員を活用した学習面での支援。

③デジタルドリルの更なる活用

教育委員会事務局

○家庭でも子どもたちそれぞれの学習状況に応じ効果的な学習ができる1人1台学習者用端末によるデジタルドリルを整備していることから、デジタルドリルを活用した学習面での支援。



令和5年9月から10月にかけて小中学校に対し、ヤングケアラーの子どもたちへの学習面での支援に関して、以下の内容について通知。

- ・ヤングケアラーへの支援については、各区役所と連携しながら、スクリーニング会議における情報共有や支援方針・支援計画の検討等を実施し、全教職員で支援の充実に努めている。
- ・あわせて、学力保障の観点からも学校の実情に応じて、学びサポーターや学習者端末等を活用し、学習面での支援を行うようお願いする。

4. ヤングケアラー相談窓口の状況等について

①各区子育て支援担当での相談受付件数について

令和4年度 82件

令和5年度 36件
(8月末時点)

学籍別		
小学校	20人	56%
中学校	11人	31%
高校	5人	14%
合計	36人	

相談経路別		
学校	9人	25%
保健センター	19人	53%
近隣・知人	6人	17%
その他	2人	6%
合計	36人	

②ヤングケアラー相談事例集について

ヤングケアラー支援に関わる職員の知識の向上や支援方法の参考のため、
様々な相談事例を庁内ネットワークで共有

- ・各区子育て支援担当
- ・各こども相談センター
- ・スクールカウンセラー事業
- ・こどもサポートネットスクールソーシャルワーカー
- ・こどもサポートネット事業

5. 今後の取り組み・方向性について

有識者から頂いた主な意見	今後の取り組み・方向性 (下線部分は令和6年度予算要求検討事項)
1. 周知・啓発を進め、安心して話せる環境を整備する	
	<u>市民や地域の関係者、福祉・介護等関係機関等の社会的認知度の向上を図る【継続】</u>
	<u>こどもたち自身の認知度向上に向けた周知、啓発【継続】</u>
	次期各種行政計画への位置づけ
	適切な福祉サービス等の運用への理解促進 など
2. ケア負担を軽減するケアサービスの整備、支援計画の見直し	
	教育現場への支援 ・ <u>スクールカウンセラーの拡充【拡充】</u> ・ <u>スクールソーシャルワーカーの配置【継続】</u>
	<u>ヤングケアラーがいる家庭への家事・育児支援を実施【継続】</u>

3. ヤングケアラー自身への支援、サービスの整備

学校内におけるヤングケアラーの発見、支援に向けた対応
サポーター職員による放課後の学習支援やデジタルドリルの活用 など

4. コーディネーターを配置したヤングケアラー相談窓口の設置

各区子育て支援担当ヤングケアラー相談窓口

寄り添い型相談支援事業の実施【継続】

ピアサポート相談支援への加算【拡充】

- ・進路やキャリア相談を含めた相談支援体制の構築
- ・レスパイトや自己発見等に寄与する当事者向けイベントの開催に関する取組

外国語対応通訳派遣支援の実施【継続】

5. 多職種連携を進める仕組みづくり

総合的な相談支援体制の充実事業（総合的な支援調整の場（つながる場）等）
要保護児童対策地域協議会
など関係機関が集まる機会を通じ、様々な事案におけるヤングケアラー支援の情報共有等を実施 など

①次期各行政計画への位置づけ（計画期間：令和6年度～令和8年度）

福祉局

○ヤングケアラーを含む家族介護者への支援の必要性や関係機関との連携の重要性等について記載

- ・第9期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- ・大阪市障がい者支援計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

○ケアラー支援に関する周知・啓発の必要性、理解促進のためのヤングケアラーを含む世帯への支援事例などについて記載

- ・第3期大阪市地域福祉基本計画

②適切な福祉サービス等の運用への理解促進

福祉局

○ヤングケアラーを含む家族介護者に対する支援の重要性など、介護支援専門員に求められる役割の理解促進を図るため、国において介護支援専門員研修（実務研修）カリキュラムを改正

- ・改正時期：令和5年4月
- ・実施時期：令和6年4月～